

## 令和6年度（2024年度）就学援助制度の申請について

「就学援助制度」は、お子さまを学校に通わせることが経済的に困られている家庭の保護者の方に援助をする制度です。詳しくは、一緒に配付している「令和6年度（2024年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）」をご覧ください。

申請される方は



※申請理由によって証明書類が異なります。「制度のお知らせ」（P2～3）の一覧表をご確認ください。

必要書類を入学する中学校の事務室に、持参または郵送で提出してください。

**申請受付期間 3月1日（金）から6月28日（金）※**

※申請区分によって申請期限が異なります。「制度のお知らせ」の1ページをご確認ください。

下記の中学校（◆）に入学される場合に限り、3月末までは本校でも申請書類を受付けます。

### 複数の学校にきょうだいがいるご家庭へ

下記の学校にきょうだいが在籍する場合は、通っているいずれかの学校にまとめて申請書を提出することができます。

ただし申請書は、おさんが令和6年4月1日以降に在籍する小学校・中学校ごとに作成が必要です。

#### 【対象の小学校・中学校】

◇小学校：加賀屋小学校・加賀屋東小学校・粉浜小学校・北粉浜小学校

安立小学校・敷津浦小学校

◆中学校：加賀屋中学校・住吉第一中学校・住之江中学校

※申請書類には大切な個人情報が含まれています。できる限り、保護者の方がご持参くださいますようお願いいたします。

※申請書を受け付けた際に「受領書」をお渡しします。郵送で提出された場合は「受領書」も郵送いたします。申請書を提出したにもかかわらず、「受領書」がお手元に届かない場合は、お手数ですが提出した学校の事務室までご連絡ください。

《問い合わせ先》 学校運営支援センター 就学支援グループ（電話：06-6115-7653）

大阪市立粉浜小学校 事務室（電話：06-6672-0001）

〒559-0001 住之江区粉浜2-6-6

裏面もご覧ください

# しんせい かん 申請に関するQ & A

Q1. 早い時期に申請した方が援助額は多くなるの？



A1. 申請期限内に申請すれば、援助額に違いはありません。

ただし、早期2は認否結果の時期が早いので、より早い時期に援助を受けることができます。

税情報<sup>ぜいじょうほう</sup>の利用・申請理由<sup>しんせいりゆう</sup>が⑫以外の方は、早期2で申請することをお勧めします。

【早期2の申請期限：3月11日（月）】

Q2. 税情報<sup>ぜいじょうほう</sup>を利用する場合、何か注意することはあるの？

A2. 収入<sup>しゅうにゅう</sup>の有無にかかわらず、3月15日までに所得<sup>しよく</sup>の申告<sup>しんこく</sup>を済ませておいてください。

申告<sup>しんこく</sup>がされていないと税情報<sup>ぜいじょうほう</sup>の確認<sup>かくにん</sup>ができないため、審査<sup>しんさ</sup>ができません。その場合<sup>ばあい</sup>、追加<sup>ついか</sup>で所得<sup>しよく</sup>を証明<sup>しょうめい</sup>する書類<sup>しよくい</sup>の提出<sup>ていしゅつ</sup>が必要<sup>ひつよう</sup>になることがあります。その他<sup>ほか</sup>にも注意<sup>ちゅうい</sup>する点<sup>てん</sup>がありますので、

「令和6年度（2024年度）就学援助制度のお知らせ」の3～4ページをご確認<sup>かくにん</sup>ください。

【一般1の申請期限：5月10日（金）】

Q3. 就学援助費<sup>しゅうがくえんじょひ</sup>を徴収<sup>ちようしゅう</sup>金届<sup>きんぎ</sup>口座<sup>こうざ</sup>以外の口座<sup>こうざ</sup>で受け取るには、どうしたらいいの？

A3. 別途<sup>べつと</sup>「口座振替申出書<sup>こうざふりかえもうしでしよ</sup>」の提出<sup>ていしゅつ</sup>が必要です。

用紙<sup>ようし</sup>は学校<sup>がっこう</sup>にありますので、ご希望<sup>きぼう</sup>の方はお手数<sup>かた</sup>ですが提出<sup>ていしゅつ</sup>する学校<sup>がっこう</sup>までご連絡<sup>れんらく</sup>ください。

Q4. ひとり親家庭<sup>おやかてい</sup>の場合はどうしたらいいの？

A4. 「児童扶養手当証書<sup>じどうふようてあてしょうしよ</sup>」の写し<sup>うつ</sup>を提出<sup>ていしゅつ</sup>していただければ申請理由<sup>しんせいりゆう</sup>⑥で受付可能<sup>うけつけかのう</sup>です。

ただし、早期2、随時<sup>ずいじ</sup>では申請日<sup>しんせい</sup>現在<sup>びげんざい</sup>、一般2では4月1日<sup>いっばん</sup>現在<sup>がついついたちげんざい</sup>で支給<sup>しきゅう</sup>を受けていることを証明<sup>しょうめい</sup>する書類<sup>しよくい</sup>が必要です。（児童扶養手当<sup>じどうふようてあて</sup>を受給<sup>じゅきゅう</sup>中<sup>ちゆう</sup>であること、また証書<sup>しょうしよ</sup>の有効期限<sup>ゆうこうきげん</sup>が令和6年10月31日<sup>れいわねん</sup>となっていることが条件<sup>じょうけん</sup>です。）

一般1申請<sup>いっばんしんせい</sup>の税情報<sup>ぜいじょうほう</sup>を利用<sup>りよう</sup>する場合は令和6年度ひとり親・寡婦<sup>ばあい</sup>控除<sup>れいわねんど</sup>を申告<sup>おや</sup>して  
いればひとり親家庭<sup>おやかてい</sup>の添付書類<sup>てんぶしよくい</sup>は不要<sup>ふよう</sup>です。